

諮問番号：平成 29 年度諮問第 56 号

答申番号：平成 30 年度答申第 14 号

答申書

第一 審査会の結論

〇〇市長（以下、「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成 28 年 9 月 7 日付けで行った児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）にもとづく児童手当・特例給付受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきである。

第二 事案の概要

事案の概要は、次のとおりである。

1 審査請求人は、処分庁からその〇〇及び〇〇（以下「対象児童」という。）にかかる児童手当の支給を受けていた。

2 平成 28 年 8 月〇日、別居中で離婚調停中であった審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）は、対象児童を同居人とする転居届を提出して受理され（以下それぞれを「住民票異動届」、「住民票異動届の受理」といい、後者を「住民票の作成」ともいう。）、同日に「児童手当・特例給付認定請求書」（以下、「本件認定請求書」またはたんに「認定請求書」という。）を認定権をもつ処分庁に対して請求し、同書には〇〇家庭裁判所書記官の作成にかかる平成 26 年 8 月〇日付の同人あて「調停期日通知書」の写しを添付した（窓口の事務処理部局は〇〇〇〇〇〇保健福祉センター）。

3 上記認定請求に対して処分庁は平成 28 年 9 月 7 日付で配偶者を対象児童にかかる児童手当の受給者と認定した（この認定行為を以下、「前提処分」または「本件前提処分」という。）

4 また処分庁は、上と同日付で審査請求人に対し、「児童手当・特例給付受給事由消滅通知書」を交付した。本件処分には、「消滅の理由」として、「監護なし」と記載されていた。

5 審査請求人は平成 28 年 11 月 2 日付文書により、大阪府知事（以下、本件について「審査庁」という。）に対して、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

6 処分庁は平成 29 年 1 月 5 日に、審理員に対して弁明書を提出した。これには、＜「児童手当法」抜粋＞および＜児童手当市町村事務処理ガイドライン（児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令平成 27 年内閣府令第 73 号）抜粋＞と題する文書の写しの各 1 頁分が添付されていた（後者を以下、「ガイドライン」または「内閣府統括官通知」という。）。

7 審査請求人はこれに対して、平成 29 年 1 月 27 日付で、審理員に対して反論書を提出した（審理員が実際に受領したのは、同年同月 30 日）。

8 審理員は平成 29 年 2 月 15 日に処分庁に審査請求人の反論書を送付する

とともに再弁明書の提出を求め、処分庁は同年 3 月 6 日に再弁明書を審理員に提出した。これ以降、審査請求人と処分庁は、①再反論書、②再々弁明書、③再々反論書、④再々々弁明書、⑤再々々反論書を、審理員を通じて提出し合った（それぞれ、①平成 29 年 3 月 21 日、②同年 7 月 10 日、③同年 7 月 25 日、④同年 9 月 6 日、⑤同年 9 月 26 日）。

9 平成 29 年 11 月 27 日に審理員は処分庁に再々々反論書を送付しかつ再々々弁明書の提出を求めたところ、同年 12 月 18 日に提出の意向がないことを確認した。

10 平成 29 年 12 月 7 日、審理員は、配偶者が前提処分にかかる行政庁に平成 28 年 8 月 23 日付で提出した認定請求書の写し及び認定請求書に添付されていた調停期日通知書の写しの提出を行政不服審査法第 33 条にもとづいて求め、同年同月 18 日付の回答書により当該物件の提出の旨の文書を受領し、同月 22 日に実際に受領した。

11 平成 29 年 12 月 11 日、審理員は、審査請求人に、対象児童にかかる住民票の異動の受理があった後の「審査請求人の児童との居住実態や生計関係」を質問し回答を求める文書を送付した。

12 上記要請に応じて審査請求人は、平成 30 年 1 月 5 日付文書により、配偶者が対象児童を「○実家に囲い込んだ」、「○実家に連れ去った」ために対象児童を「監護出来ない」状態で、かつ「居住を共にしていません」等の旨の回答を行った。

13 平成 30 年 2 月 1 日、審理員は、審査関係人に審理手続終結の旨を通知した。

同日付で審理員は、審査請求人に対して、上記 10 の物件を処分庁から受領したことも通知するとともに、当該物件（上記記載の文書 2 件の写し）を審査請求人に対して送付した。

14 平成 30 年 2 月 8 日、審理員は、本件審査請求は棄却が妥当である旨の審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出した。

15 平成 30 年 3 月 6 日、審査庁は、本件にかかる同日付の諮問書を本大阪府行政不服審査会に提出した。

第三 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の審査請求書、反論書等及び大阪府行政不服審査会が平成 30 年 5 月 18 日に実施した口頭意見陳述における主張の要旨。

(1) 配偶者と離婚協議中であって本件対象児童の監護権についても大阪高等裁判所において係争中であつた時期に、配偶者が無断で平成 28 年 8 月〇日付で本件対象児童の住民票を異動し、処分庁に認定請求書を提出したため、本件処分によって「監護なし」という理由で受給事由を消滅させられた。

本件処分の通知書には根拠法令及びその適用条文の記載がなく、この不意打ちによって審査請求人は多大な精神的苦痛を被った。

審査請求人から処分庁に提出した児童手当の現況届は受理されていたし、

「児童手当・特例給付受給事由消滅届」（以下「受給事由消滅届」という。）を提出もしていない。

他の行政庁では受給事由消滅届を提出させたり、離婚協議中である場合は住所変更の届出があれば両親に確認を行ったりしているのに、本件処分の前に、現受給者である審査請求人に処分庁から照会及び確認を行う等の情報収集をせず手続きを怠ったまま判断した。これは職権濫用であって取り消されるべきである。

（２）処分庁は、「保護者のいずれかから住所変更等の届出があった際、住民票の異動が確認できれば他方の保護者に確認をとらなければならない旨の法的規定はない」、「職権で受給事由消滅を行う旨を審査請求人に事前に通知又は確認をとらなければならない旨の法的規定はない」と弁明するが、法的規定がない場合は適法・適正にまた公平・公正に事務処理を行うために要綱・要領やマニュアル等を策定すべきであって、それらが無いということであれば、行政事務を行う者の怠慢である。

かりにマニュアル等があるならば提示する必要がある、提示されないまま本件処分が行われたことは誤りである。

（３）配偶者が認定請求書に添付した調停期日通知書は平成 26 年 8 月〇日付で 2 年前のものであって状況の変化があり得るにもかかわらず、処分庁がどう確認したかは処分庁提出資料からは不明であり、審査請求人に離婚の意思の確認を直接できるのにしなかったことは、怠慢である。

また、配偶者が提出した認定請求書の同意書欄には、「(配偶者についても、必要に応じた関係公簿閲覧の承諾を得ています。)」と記載があり署名欄があるが、審査請求人は同意しておらず署名もしていないため、この申請は「虚偽の申請」であるため「無効」である。

（４）審理手続において、弁明書の提出に 104 日を要するなど処分庁だけ極端に長いことは公平性を欠くし、標準審理期間も定めていない。

また、上記（３）の処分庁が提出した証拠書類（配偶者提出の認定請求書）の写しは審理終結通知書とともに審査請求人に送付されたために、審査請求人は反論できなかった。

これらにより、審理手続には「瑕疵がある」。

2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求は、棄却すべきである。

第四 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

2 審理員意見書の理由—本件処分は法令等が求める要件に該当するか。

（１）処分庁は、平成 28 年 8 月〇日に配偶者から本件認定請求書の提出を受け、離婚調停中であるとの申し出とともにその事実を確認する書類として大阪

家庭裁判所からの「調停期日通知書」の提出を受けた。児童手当Q&A（後掲）には、離婚調停中の「事実を確認する書類」として「調停期日通知書」が「例示されている」。

処分庁は、公簿によって配偶者が本件対象児童と同居して審査請求人とは同居していないことを確認し、法第4条4項（後掲）および厚生労働省局長通知（後掲）によって平成28年9月7日付で配偶者を本件対象児童の児童手当の受給者と認定した。

そのうえで処分庁は、審査請求人に対して、内閣府統括官通知・「ガイドライン」（後掲）により、職権に基づいて本件処分を行った。

したがって、「本件処分は、法令の規定及び通知等に従い適正になされたものであり、違法又は不当な点は存在しない」。

（2）審査請求人は、本件対象児童の住所変更は配偶者が審査請求人と協議することなく勝手にした、処分庁は同人に対して住所変更を行うことを連絡すべきであった、離婚調停の状況を同人に確認して公平・公正に事務を進めるべきであった、職権による処分を行うにあたって同人に事前に通知すべきであった旨を主張する。

しかし、本件処分は「児童手当制度上の処分であり、法令の規定等に従い適正になされて」いる。審査請求人への確認・照会等を行わずに「行政処分」を行ったことは「手続き上誤りがある」等の主張は、採用することはできない。

（3）審査請求人は、処分庁が本件処分の通知書における受給事由の消滅理由にかかる「監護なし」との表記について、「監護権で係争中であることから定型文言とはせずに別の表記にすべき」と主張し、この表記により「精神的な苦痛を負った」旨を主張する。

しかし、本件は「法第4条第4項の同居優先規定が適用された案件」であり、同人の配偶者が本件対象児童を「監護しているものとみなし、審査請求人の受給事由が消滅した」として、「監護なし」と表現したことは「適当でないとは言えない」。

（4）審査請求人は、『マニュアル等』がない」ということであれば「行政事務を行う者の怠慢」で、本件処分は誤りであると主張する。

しかし、「本件処分は、法令の規定等に従い適正になされたもの」である。

第五 審査会の判断

1 法令等の規定

（1）児童手当法（昭和46年法律第73号）

①第4条1項「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（＜略＞。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（＜略＞）を有するもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（＜略＞）

ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（＜略＞）」

②同条4項「前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。」

③第7条1項「児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（〈略〉）の市町村長（〈略〉）の認定を受けなければならない。」

④第10条「児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第27条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。」

⑤第11条「児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。」

⑤第29条の2「この法律（〈略〉）の規定により市町村が処理することとされている事務（〈略〉）は、地方自治法（〈略〉）第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。」

（2）児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）

①第1条の4第1項「法第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによって行わなければならない。」

②同条第2項「前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

〈一～六、略〉

七 一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であって、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類」

〈八～十、略〉

（3）児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第73号）（以下、「施行規則改正内閣府令」という。）

①様式第二号（上の①）の表の一部／「配偶者等・⑨・氏名…〔空欄〕児童手当又は特例給付の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。」

②同上・裏面の一部「注意・5・⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を

養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入して下さい。〈略〉」

（４）都道府県知事あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 24 年 3 月 31 日付）（以下「厚生労働省局長通知」という。）

①前文の一部「この通知は、地方自治法（〈略〉）第 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものである。」

②第 2-1（6）「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（いずれか一の者が当該児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこと。／すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであること。」〈後略〉

（５）「市町村における児童手当関係事務処理について」内閣府子ども・子育て本部統括官・各都道府県知事あて（平成 29 年 3 月 24 日付）／別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」

①前文の一部「この通知は、地方自治法（〈略〉）第 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものです。」

②第 2 条 1 項・2 項〈3 項、略〉

1 項「児童手当等に関する事務の取扱いに当たっては、請求者、受給者又はその他の関係者（以下「請求者等」という。）の利便の向上等を図る観点から、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、学校教育担当部門、保育所担当部門、〈中略〉、その他の関係部門との連携に努めるものとする。」

2 項「児童手当等の認定に当たっては、二重支給の防止等、適正な支給を図る観点から、市町村間、都道府県、その他の関係機関との連携に努めるものとする。」

③第 10 条 1 項「規則第 1 条の 4 第 1 項の請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。〈中略〉

四 〈中略〉地方税関係情報及び住民票関係情報の連携のためにその配偶者等（2 人以上で児童を養育している場合の配偶者、〈略〉をいう。以下同じ。）の個人番号を記載する必要があるが、当該番号の記載がないことのみをもって返戻・保留はしないこと。」

④同条 2 項「認定請求書の記載事項については、次により審査するものとする。

一 認定請求書の記載事項を公募等及び添付書類により確認することとし、次のア～キについては、特に留意すること。

<ア～オ、略>

「カ 請求者が法第4条第4項の支給要件に該当する者（以下「同居父母」という。）として請求したときは、規則第1条の4第2項第7号の規定に基づき添付される書類（申立書及び当該申立に係る事実を証明する書類により確認すること）。

<キ、略>

二 前号によって確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。特に前号イ、エ、オ及びカに該当する場合においては、父母等の住所地の市町村に対して当該父母等の受給状況の確認を行うなど、二重支給の防止を図ること。」

⑤第21条「規則第7条の届出（以下「受給事由消滅届」という）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。」 <各号、略>

⑥第22条「受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。

<一、三・四、略>

二 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合

五 その他、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合」。

（6）厚生労働省児童手当管理室・児童手当Q&A集（平成25年9月30日）（以下、「Q&A集」という。）

①表紙前文の一部「このQ&A集は、平成24年度以降における児童手当法に基づく児童手当について、これまで発出したQ&Aや疑義照会をまとめたものです。」

②内容—<すべて、省略>。

（7）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

①第5条「市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。」

②第7条「住民票には、次に掲げる事項について記載（<略>）をする。

一 氏名／二 出生の年月日／三 男女の別／四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄／五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨／六 住民となった年月日／七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日／八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所」（<以下、略>

③第34条1項「市町村長は、定期的に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。」

④同条2項「市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。」

⑤同条3項「市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。」（<以下、同条の項を省略>）

（8）行政手続法（平成5年法律第88号）

①第8条1項「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」（<但書、省略>）

②同条2項「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」

2 判断とその理由

（1）本件処分は、審査請求人の配偶者に対する本件前提処分をふまえて、この前提処分と同日に職権により行われたものである。審査請求人は、同人は受給事由消滅届を提出していない、と主張することによって、本件処分が違法であるとする理由の一つにしていると解される。

法上は「受給事由消滅」を理由として従来の受給資格を失わせる処分にかかる明示的な規定は存在しない（但し、法第10条、第11条には全部又は一部の支給制限にかかる規定はあり、内閣府統括官通知第21条には「受給事由消滅届」の提出があった場合の処理に関する定めがある）。

しかし、受給資格を認定する行為の法上の根拠規定のうちに、当該受給資格が消失したと職権で行政庁が認定した場合に職権で従来の受給資格を失わせる処分を行う権限の法的根拠もまた含まれていると解することができ、職権による資格消滅処分が、職権によるというだけで、すなわち従前の受給資格者による申請・届出・同意等にもとづかないというだけで違法なものとなる言うことはできない。

（2）つぎに、本件処分の位置づけおよびその適法性の問題に関して、一般論として、基本的な諸点を述べる。

同一の児童について複数の児童手当受給者が存在することは法上想定されておらず、本件処分は前提処分を基礎にしており、両者は、前提処分が適法でなければ本件処分もまた適法ではない、という関係にある。

また、新たな児童手当受給資格認定処分は市民による転居届等の届出と受領を前提として行われることがあり得る。受給者の住所変更や児童の父母等がいかなる事情によるものであれ別居して、従来は「同居」していた父母等の居住・生活関係に変化が生じることがあるからである。

いかなる事情によるものであれ、「同居」していた父母等の同居関係に変化が生じ、例えば父母とともに同居していた児童が母のみと同居するに至った場合、父に対して支給されていた児童手当が、住民票異動届の受理および新たな住民

票の作成に伴って当該母の請求にもとづいて当該母親に対して支給されるに至ることは十分に考えられる。

法第4条4項が明記するように、「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母…のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（…）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす」と規定されているからである。

この後段でいう「監護」とは、実際の「監護」の有無や裁判所によって最終的には判断されるべき（民法上の）「監護権」の所在に関係はなく、この条項は、父母とともにではなく父又は母のいずれか一方と「同居」している児童については、「同居」している父又は母のいずれかによって「監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす」と定めている。すなわち、いかなる事情によってであれ別居している父と母がある児童については、「同居」という実態によって父又は母のいずれが「監護」者かつ「生計を同じくする」者であるかをいわずに推認する、という法的仕組みを採用している。

ここで、同居の実態を児童手当支給の権限と義務を有する行政庁はいかにして認定・判断すべきであるか、が問題になる。

特定のある住民の住所および当該住所に同居しているその他の住民について公的に記録するのは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にもとづいて市町村長が作成する住民基本台帳であり個別的には住民票であるところ（同法第5条・第7条等参照）、転居届や転入届の届出（以下、「転居届等」という。）があった場合に市町村長には同法第34条によって記載事項について「定期的」な調査をする責務または義務があり、また「必要があると認めるとき」の「調査」権限が与えられているが、個別に全ての届出についてその記載事項（居住実態や同居の事実等）の真正さを調査して確認することが逐一厳密に要求されているわけではない。

このような仕組みが採用されていることの理由の少なくとも一つは、大量膨大な数の転居届等について届出にかかる転居等が実態に合致している正確なものであるかを逐一詳細に確認することは現実的に不可能であることによる。

そして、住所地とされる場所が存在しない等のきわめて稀な場合を除けば、政治的または社会的な団体組織の構成員の正確な住所または居住の許容性が論議されているような特段の理由のないかぎり、記載事項は転居届等を行った者が届出をしたのと同じく実態に即した正確なものと信頼して、住民票異動届を受理して住民票を作成し、ひいては公簿としての住民基本台帳の一部を作成または変更とすることは許容されている。

つぎに、児童手当の支給資格の新たな認定や剥奪は、児童が父又は母のいずれか一方と「同居」している場合には「同居」の認定又は判断を必要とするが、転居届等とその受理およびその内容をふまえてこれを行うことは、住民票の作成の場合と同様に、原則としては認められる、と言うべきである。これと矛盾する法上の規定はない。また、法施行規則の定めについても同様である（法令

等の規定（２）参照）。なお、児童手当支給等の事務は地方自治法にいう第一号法定受託事務ではあるが、同法にいう「技術的な助言」として発せられている厚生労働省局長通知や内閣府統括官通知も、このことを前提としていると解される。

以上の見地に立ち、以下では、審査請求人の主張に即して、本件について検討する。

（３）審査請求人が主張する最も基本的と考えられるものは、配偶者による転居届提出の際、配偶者の本件前提処分の申請の際、および本件処分の事前に審査請求人に対する「照会・確認」が行われるべきであったにもかかわらず、これらが全てなされなかった、ということであり、とくに本件処分については、「職権を持つものはその行使にあたり、入手出来る可能な情報を入手したうえでその処分を行うべきである」ということである。

これらは、ただちに採用することができず、かつ、上のいずれの段階にせよ、審査請求人に照会・確認すべきであったとする例外を認め得る特段の事情を認めることはできない。

上述のとおり、転居届等の記載内容を信頼して住民票を作成することに違法性はなく、それによって居住や対象児童の「同居」者を判断認定して前提処分を行ったことは原則として違法ではない。かつ、審査請求人の主張および資料の全てから見て、違法となることを窺わせる特段の事情は存在しない。

審査請求人は自らに対する照会・確認の必要を強く主張するが、審査請求人の心情を理解できるどころはかりにあるとしても、転居届等が住民のいかなる事情・理由でもって行われたかを逐一行政庁が詮索し確認することは、あるいは○と別居した○性について別居した事情、さらには離婚の意思の強さ等々を問い糾し、さらに別居や離婚等々に関しての○の意向についてまでの確認あるいは情報の把握を要求することは、国家または行政機関が一般私人の「私事」に関する情報を全て把握することを容認し、ひいては国家・行政が「私事」全般に介入することを求めることにまでつながりかねない。

職権による処分を行う権限をもつ行政庁が当該処分の要件充足性に関して関係法令に従って適確な情報の把握を行うべきことは当然のことであるが、当該の処分の前提にある転居届等の受理やそれをふまえた児童手当受給資格認定のような各種の処分について、その届出や（本件における認定請求のような）申請の背景的な事情・理由の全てを当該行政庁が把握しておくべきである、とする根拠は全く存在しない。

さらにまた、かりに審査請求人が主張するように上のいずれかの段階で同人に対する照会・確認等が行われたとしても、配偶者や対象児童が自らと同居していないことを審査請求人も自認していることは全資料から認められることであって、結局のところは配偶者による転居届は受理され、本件前提処分がなされ、かつ本件処分もなされたであろうことは想像に難くない。

この論点に関する審査請求人のその余の主張は、いずれも採用することはできない。

(4) 審査請求人は他にも種々主張しているので、その主張に即して、つぎに検討を行う。

第一に、配偶者による認定請求書に添付された「調停期日通知書」は平成26年8月〇日付のものであって二年前の状況の一端を示すにすぎず、これによって前提処分時に調停中又は対象児童が配偶者と同居していることを証明するものではない旨を主張する。

この主張はそのとおりである。しかし、処分庁の平成29年6月30日付再々弁明書や審理員意見書等は本件調停期日通知書を「離婚協議中であることを確認できる書類」として援用しており、配偶者が審査請求人と同居していないことを直接にする証明する資料として用いているわけではない。

Q&A集の「問6-4」への回答等が「調停期日通知書」を例示していることを援用するのでは本件の場合には十分な理由にならないし、前提処分の申請時には離婚協議が円満に解決しかつ両人が同居している可能性を全く否定する根拠にもならない。こうしたQ&A集の援用の仕方は、誤りである。

しかし、そうであるからといって、審査請求人の主張は、本件処分時に配偶者および対象児童が審査請求人と「同居」していることを直接に証明する根拠になるわけではない。

上述のとおり、前提処分が申請されたときおよび前提処分が行われたときに両人が別居していることが「離婚協議中で」あるかどうかに関係なく、対象児童が審査請求人ではなく配偶者と「同居」していると判断・認定することが可能であるならば、前提処分も本件処分もいずれも原則として適法なものであって、その例外を認める特段の事情は存在しない。これらの全ての時点について審査請求人が配偶者と別居していることを否認していない、ということを行政府が確認する必要は原則としてなく、この必要性を例外的に認めるべきであるとする特段の事情は存在しなかった。そしてまた、審査請求人は配偶者と別居していたことを何ら否認していないのである。

第二に、本件認定請求書のうちの「同意書」の欄に「同意」または「承諾」を得て記載されるべき審査請求人の氏名が欠けており、この申請書は「無効」であると主張する。

しかし、まず、本件認定請求書の様式が申請人の配偶者の同意または承諾およびその趣旨の署名・捺印を要求する趣旨であるか自体が問題になる。なぜならば、平成27年の施行規則改正内閣府令は「配偶者」等の署名等の記載は「2人以上で児童を養育」している場合にのみ配偶者等の税等に関する情報を入手するために必要である旨を明記しており（上記関係法令等（3）の②「注意」参照）、本件にかかる前提処分の申請書の配偶者記載欄もそのような趣旨である可能性がある。

また、かりに上の趣旨ではないことが明記されていないとしても、本件にかかる認定請求書上の配偶者の「同意」または「承諾」は申請すること自体に対するものではなく、行政庁が申請者（本件については審査請求人の配偶者）の「市民税課税状況等について、関係公募を閲覧」することに対するものであ

て、これについて審査請求人の同意・承諾がなく署名もないことは、新たに児童手当の認定請求をする者が同人の同意を得ることの心理的負担をも考慮すれば、この記載欄等の空白がかりに何らかの形式的な瑕疵をおびさせるところがあるとしても軽微なものであって、本件認定請求自体の有効性には何ら影響を与えるものではない、と判断する。

第三に、審理員が本件審査請求のあと1年以上あとの平成29年12月11日付文書で「居住実態や生計関係」について回答を求めたことをもって、それまで「実態調査」が行われなかったことの証拠であると主張している。

しかし、上述のようにこのような「実態調査」は本来必要がないものである。そして、かりに審理員が本件処分の適法性を根拠づけるために必要不可欠のものであるかのごとき誤解を生じさせたのであるとすれば、そうした誤解が発生した原因は、審理員の質問の仕方にもあった、と言うべきである。

第四に、審査請求人は本件処分や前提処分について、同人の意見を照会・確認のための「マニュアル」類が欠けていれば作成すべきである旨を主張するが、法上必要がないものについて「マニュアル」類が存在しておくべき必要もなく、欠けていることや作成していないことは、本件処分の違法性とは関係がない。

なお、審査請求人はガイドラインやQ&A集の内容やその適用の仕方についてその他にあれこれと主張しており、処分庁や審理員意見書もこれに依拠している部分があるが、本件処分の適法性の問題とは直接の関係がない。

(5) つぎに、審査請求人は、本件処分に付された「監護なし」というだけの理由の記載が違法である旨の主張を行っていると言われている。

本件処分の文書は「児童手当・特例給付事由消滅処分」と題されていることからして、本件処分の法的意味が審査請求人の児童手当受給資格を喪失させる（またその旨を確認する）処分であることは理解可能であると思われる。しかし、関係法規定である法第4条4項すら明記していない理由付記は、不十分なものであることは否定できない。

処分庁は「定型文言」である旨主張し、審理員意見書もとくに問題視していないが、このような釈明では本件の理由付記の不十分さを正当化することはできない。

しかし、本件における理由付記の不十分さが行政手続法第8条の趣旨に違反し、かつ本件処分自体の取消し事由になるか否かはまた別の問題であり、本件において配偶者の転居届にもとづく住民票の作成と前提処分は適法に行われていること等を総合的に鑑みると、本件処分の理由付記に瑕疵があったとかりにしても、本件処分自体を取り消されるべきものとする違法性があった、ということはいえない。

(6) 審査請求人は本件審査請求にかかる審理手続についても、いくつか論及している。以下、それらを検討する。

第一に、審理手続における文書提出期限について審査請求人と処分庁に対する審理員の扱いが公平ではなかったと主張する。

この点を確言的に判断することはできないが、かりに不公平なところが一部

にあったとしてもそれは本件にかかる審査請求手続の瑕疵であって、本件審査請求以前に行われた本件処分が違法であることの根拠にはならない。

第二に、審理員は認定請求書およびそれに添付されていた「調停期日通知書」の各写しを、審理員による平成30年2月1日付の審理終結通知があったと同日付で受領したと主張し、かかる審理終結には瑕疵があると主張する。

審理員意見書はこの点に言及していないが、審理員は平成29年12月7日付文書で処分庁に対して上の二文書の送付を依頼し、処分庁は同年同月18日付文書に添付してこれら文書を審理員に送付していること、および同年同月22日にこの文書を審理員が受領したことが資料により認められる。

審理員による上記依頼は上記文書も明記するように行政不服審査法第33条にもとづくものであり、それを受領したことは審査請求人に通知する必要がある。そして同法第38条が閲覧又は交付の機会を与えるべきとする趣旨は審査請求人に対して入手又は収集物件に対する反論、反証の機会を与えることにあるから、その機会を付与しないままで当該文書を送付したのと同日に審理員が審理を終結させたことは、明らかに違法である。

しかしながら、上の第一点と同じく、この審理手続上の瑕疵は、本件処分の違法性に直接につながるものではない。

(7) 以上のとおり、本件審査請求にかかる審理手続、本件処分の理由付記の程度または審理員意見書による理由づけに疑問とする部分があるとしても、本件処分は、結論としては、違法または不当であるとは言えないと判断し、結論記載のとおり答申する。

付・調査審議の経過

平成30年3月14日	諮問書の受領
平成30年3月16日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月30日 口頭意見陳述申立期限：3月30日 (平成30年3月13日 審査請求人から主張書面の提出)
平成30年3月23日	第1回審議
平成30年3月26日	審査請求人から主張書面の提出、口頭意見陳述申立
平成30年5月9日	第2回審議
平成30年5月18日	口頭意見陳述の実施及び第3回審議
平成30年9月28日	第4回審議
平成30年10月25日	第5回審議
平成30年11月9日	第6回審議、答申内容決定

以上

平成30年11月9日

大阪府行政不服審査会第二部会

委員（部会長）平岡 久

委員 野田 崇

委員 松村 信夫